

令和3年2月19日

第69回

境港市都市計画審議会会議録

第 69 回 境港市都市計画審議会会議録

1. 議事日程 令和 3 年 2 月 19 日（金）午前 10 時 30 分
2. 議事内容 議案第 1 号 建築基準法第 51 条ただし書きの規定による特殊建築物の位置の承認について

3. 出席者

(1) 審議会委員

出席者（14 名）

足立 統一郎

足立 收平

小椋 弘佳

長尾 達也

岡空 研二

荒井 秀行

足田 法行

今津 勉（国土交通省日野川河川事務所長）

森田 豊光（境港管理組合事務局長）

宇山 俊彦（境港水産事務所長）

田村 満男（鳥取県西部総合事務所米子県土整備局長）

笠見 和昭（鳥取県西部総合事務所農林局長代理：農林局副局長）

中本 勝（境港市自治連合会副会長）

足立 晋哉（境港市農業委員会会長）

欠席者（1 名）

門脇 美保

(2) 説明のために出席した者（事務局）

境港市建設部長 灘 英樹

都市整備課長 柏木 雅昭

環境衛生課長 足立 晴夫

都市整備課都市政策係長 遠藤 彰

都市整備課主任 柳楽 未貴

都市整備課主任 江尻 浩介

午前 10 時 27 分 開会

都市整備課長 : ただいまより、第 69 回境港市都市計画審議会を開会いたします。
本日の審議会は昨年 5 月に委員が改選されてから初めての会となりますので会長が決定するまでの間、進行を進めさせていただきます。

なお、本日は門脇美保委員よりご欠席の連絡をいただいておりますので、この会の出席委員数は 14 名となっております。これは全委員 15 名の過半数を超えておりますので、本日の審議会が成立することを報告します。

開会にあたりまして、市長よりご挨拶申し上げます。

市長 : (挨拶)

都市整備課長 : ここで各委員のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

都市整備課長 : 続きまして日程 4、会長選出です。

審議会条例第 5 条の規定により、会長は学識経験のある者の中から委員の選挙によって定めるとあります。いかがでしょうか。

足立收平委員 : 委員の互選でよいのでは。

都市整備課長 : 「委員の互選で良いのでは」とのご意見がありますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

都市整備課長 : それでは、委員の皆様の中で、ご推挙等ありますか。

足立收平委員 : 足立統一郎氏を推薦します。

都市整備課長 : 足立統一郎様を推薦する声がありましたが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

都市整備課長 : 足立統一郎様が引き続き会長に就任されることに決定しました。

それでは、足立会長に、就任のご挨拶並びに議事進行をお願いしたいと思います。

会長 : (挨拶)

会 長 : 会長代理者の選出ですが、足立収平委員にお願いしたいと思いません。

会議録の署名委員に岡空委員と中本委員にお願いしたいと思いません。よろしく申し上げます。

それでは日程 8、諮問に入ります。市から諮問をいただきます。

市 長 : (諮問文 朗読)

都市整備課長 : ここで市長は一旦退席をさせていただきます。

(市長退席)

会 長 : それでは、審議に入ります。

第 1 号議案について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 : 今回の事案は、「建築基準法第 51 条ただし書きの規定による特殊建築物の位置の承認について」です。

2 ページ目に議案の概要を記載しています。

現在、本市の最も北東部にある潮見町において、産業廃棄物と一般廃棄物の処理を行なっている民間事業者が、敷地の拡張および焼却炉の増設を計画しており、鳥取県に建築許可申請を提出されました。

建築基準法第 51 条では、産業廃棄物処理施設や一般廃棄物処理施設といった「その他処理施設」は、都市計画決定されたものでなければ新築や増築をすることができませんが、ただし書きで、都市計画審議会において、敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等はこの限りでないとしています。

このため、今回の審議会では、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、廃棄物処理施設の敷地の位置の妥当性についてご審議いただくこととなります。

なお、都市計画法の規定により、本審議会でご審議していただきますのは一般廃棄物処理施設のみであり、産業廃棄物処理施設につきましては別途、鳥取県の都市計画審議会にて審議が行われます。

3 ページの位置図右上の赤枠部分が今回の申請地です。写真の青線の枠が現在の敷地で、赤線の枠が追加する敷地となります。

4 ページの表は、既存施設と増設後の比較で、敷地面積が約 2 万 3 千㎡から約 1 万 8 千㎡増加して約 4 万 1 千 5 百㎡になります。

焼却施設の最大処理能力は、日量 93.6 トンが 2 倍の 187.2 トンになります。

処理品目は、産業廃棄物が 16 品目から 17 品目に、一般廃棄物が 14 品目から 16 品目に増加となります。

5 ページと 6 ページは既存施設周辺の写真です。

①の写真は増設予定地で、現在は境港管理組合の管理する緑地内の広場となっています。②から⑥の写真は既存施設の現況です。

7、8 ページは施設の配置図となっていますが、説明は省略します。

9 ページは、廃棄物処理施設の敷地の位置の妥当性について、立地面、土地利用面、環境影響評価の 3 項目で表した表になります。

まず、立地面からの妥当性としましては、申請地は市街中心部から離れ、周辺環境への影響が少ない埠頭の東側最端部に位置しており廃棄物輸送の効率的な収集運搬を勘案すると、港湾機能の集積が図られている港湾地区は適地であります。

次に、土地利用面としましては、10 ページに用途地域と建築可能な建築物の用途を表に示します。おおむね表の左に行くほど住居系の色合いが強くなり、右に行くほど工業系の色合いが強くなります。

申請地は、表の一番右側で、どんな工場でも建築することができ、住宅等との混在を排除して工業に特化した土地利用を図る「工業専用地域」であり、当該施設を立地誘導する場所としては適地であります。

また、環境影響評価としましては、令和 2 年 2 月に生活環境影響調査により環境基準を下回っていることが報告されています。

11～15 ページは廃棄物処施設の設置に関連した手続きです。

県条例に基づく地元説明として、12 ページにありますように、令和元年 12 月には、境港市、松江市、境港管理組合、鳥取県西部総合事務所、美保関町福浦区、境港市水産振興協会、鳥取県漁業協同組合、JF しまね美保関支所などの、行政、住民、漁業団体で構成する「境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会」が開催され、委員全員一致で計画が承認されました。

また、13 ページにありますように、申請地の敷地境界から 200m 以内にある 4 事業者に対しては、戸別訪問による説明のほか、令和 2 年 7 月に説明会が開催されましたが、意見は提出されませんでした。

これを受けて鳥取県は関係住民の理解が得られたものと判断して

おります。

16 ページに関連したスケジュールを載せております。

建築許可に関連したものとしましては、昨年 10 月 27 日に、関係機関による建築許可に伴う事前協議会が開催され、11 月 20 日に建築基準法第 51 条許可申請書が提出されました。

この申請に基づき、本日、境港市都市計画審議会において一般廃棄物処理場の位置について審議を行うものであり、また、来週 24 日には鳥取県都市計画審議会において産業廃棄物処理場の位置について審議が行われることとなっております。両審議会での位置の承認が得られますと、2 月中に鳥取県において建築基準法に基づく許可が行われ、令和 5 年の 4 月には増設された廃棄物処理施設の操業が開始される予定となっております。

会 長 : 第 1 号議案につきまして、皆さんのご意見ご質問をお願いします。

足立收平委員 : 資料に記載されていませんが、産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会では意見はなかったのでしょうか。昔は意見があったと聞いています。

事務局 : 廃棄物処理施設ということで環境衛生課が協議会に出席しました。

現在の焼却施設は平成 14 年から稼働していますが、その際に協議会が設置され、おっしゃられたとおりのいろいろなご意見をいただきました。

既存の施設がこれまで運用されてきましたが、その中でこの協議会が毎年監視活動を続けながら、三光㈱の報告も求めて運営されてきた結果、特段これまで問題が発生していません。

このため今回の新焼却炉の承認にあたっては福浦区でも特にご意見なく同意されたところではあります。

足立晋哉委員 : 9 ページの説明で、産業廃棄物の輸送の効率的な収集運搬を勘案すると、港湾機能の集積が図られている臨港地区は適地であるというように書いてありますが、これは現在、船で集めたり運搬したりしているのですか。

事務局 : 輸送については、原則として陸路となっております。松江方面からは江島大橋を渡って、米子方面からは 431 号を渡って現地に向かっています。

港湾機能の集積があるということですが、大型の車両等が通ることができる大きな道路が通っています。

足立晋哉委員：三光㈱の施設の道路は一番先まで通っているのですか。

事務局：既存の三光㈱の施設の北側の駐車場に入れるところまで道路が繋がっています。

足立晋哉委員：そこから先は道路ができる予定はないのでしょうか。

事務局：三光㈱が敷地を取得されることになっており、道を北側に変更する計画になっています。

足立晋哉委員：三光㈱に入るための道路ということですか。

事務局：先の部分は誰でも使用することができる緑地となっており、これに接続する道路です。

長尾委員：緑地は残すということで、現在はそんなに散歩している訳ではありませんが、カニカニマラソンのコースなどに使っています。

この辺りでは数少ない緑地なので残していただきたいと思います。

森田委員：港湾法上の観点からの手続きも出てきます。緑地がどうなるのかとのことですが、ここは、現在、境港美保ライオンズクラブさんにアダプトにより管理をいただいている緑地となっています。

一部は工場用地となりますが、残った部分は緑地としてアダプトにより管理していただくこととなります。

港湾法上も、手続きとしては工場用地を港湾関連用地として工場が立地できる土地にするよう港湾計画を改定しているところです。

3月1日に地方港湾審議会を開き、7月には港湾計画の改定を行う予定となっています。

中本委員：現在の処理施設は島根県のどこまでとか、受け入れ範囲がありますか。

一般廃棄物は決まっていると思いますが、産業廃棄物はどこからでもいいのでしょうか。

事務局：産業廃棄物は全国から集まってくるものもあります。

ただし、公害防止協定を結んでおり、地元のゴミを優先することになっています。

足田委員：工場の場所については問題がないと思います。

需要があるということだと思いますが、工場が拡張されることによって地元の雇用が増えるのでしょうか。

事務局： 廃棄物の処理の需要が多くなってきていること、万が一災害が発生したときの災害ゴミの受け入れの要請も高まってきていることから、安定的に処理場を運営するために事業者が増設を行うものであり、これによって従業員の数が増えるかどうかについては、確認はしていませんが、施設が倍になることから、それなりに雇用があるのではないかと考えています。

荒井委員： 工業専用地域の中に緑地が何ヘクタールかあるが、団地が何百ヘクタールある中に緑地が何ヘクタールいるという位置づけではないのでしょうか。

森田委員： 緑地は緩衝帯もしくは修景施設として配置しています。
港湾法上は、何ヘクタールに何パーセントの緑地を設けるということはありません。ただし、都市計画法上は何パーセント緑地を確保することになっていたと思いますが、これが減ったとしてもクリアできると考えています。

足立收平委員： 工場立地法では敷地内に緑地を作ることになっています。

荒井委員： 現在緑地はクリアしているということですが、企業なのでもう少し商売が活発になって、需要が増えれば、もう少し拡大したいとなってきたときにいるのかいないのか。管理組合のコメントによると（緑地を）残しつつ企業の立地にも協力しますと書いてありますが、必ずいるものなのか、面積的なものなのか、一番先端にあるので、船が来た時に工場が見えるより木があった方がいいと考えるのか、どう考えているのかお聞かせください。

森田委員： 案件ごとに規模と内容によって、案件が出てきたときごとに検討したうえで決めていくべきものと考えています。

小椋委員： 位置については用途地域が工業専用地域なので問題ないと思いますが、9ページの環境影響評価のところでは環境基準値を下回っているというのは、景観面の項目が入っているのでしょうか。

事務局： 生活環境影響評価の中には景観の項目はありません。例えば大気であるとか騒音であるとか臭気と言ったものになります。

小椋委員： 鳥取県の景観環境影響では景観面が入っていたので確認しました。

敷地内は緑地で囲まれているので、景観や修景に気を遣われているということでしょうか。

事務局： 建物を建築する場合は規模に応じて何パーセントという基準があり、緑地を確保するという事は建築の際に必ず入ってくる項目となります。

小椋委員： 面積は決まっていると思いますが、位置は決まっていないのですか。

足立収平委員： 決まっています。

小椋委員： 面積を確保するのは当然しないといけないと思いますが、景観面や修景面から有効な場所に作って頂けたらいいと思います。今回のこととは関係ないとは思いますが。

事務局： 景観法上は、敷地の面積に対して緑地がいくらという基準がありますが、それはクリアされています。その位置について、ある程度配慮をしていただきたいという意見を三光樹に伝えます。

小椋委員： 12 ページの意見と回答のところに、クルーズ船の玄関口ということも書かれているので考慮していただけたらと思います。

事務局： 承知しました。

岡空委員： この緑地ができたのが十数年前で、新たにできたところですので、お子さんとかごく一部の人しか行かれないところなので、問題はないのではと思います。

長尾委員： 8 ページの図面で、廃油タンクと廃液タンクが海側にあります。
西部地震の時にかなりこの地域が揺れて岸壁が壊れました。
廃油タンクと廃液タンクから油が漏れるようなことがあれば、漁業を含めて影響を受けることとなりますが、心配ないということでしょうか。

事務局： 廃油タンクに何かあったときに大丈夫かという質問ですが、細かいことまでは把握していません。

建築部局と県の衛生部局が検討されて、衛生部局からはこれでオーケーというサインが出ています。

長尾委員： それでなくても砂地で弱い地域なので、対策をしっかりとっていただきたいと思います。

事務局： 十分な対策をとるようという要望があったことを報告します。

宇山委員： 水産振興の観点からこの場所に作られることに異存はありません。
12 ページにあった 12 月 24 日の協議会で鳥取県漁協や水産振興協会が指摘しているように、工場に入ってくるトラックが既存の市場や漁業者の活動に影響を与えないように配慮していただきたいのと、長尾委員がおっしゃられたように不測の事態に安全なもの、環境に悪影響を与えないことを検討していただくということで意見を出していただきたいと思います。

市場にとって重要な冷蔵庫や製氷所があるので、特にトラックの出入りについて確認していただきたい。

笠見代理委員： 今回の施設の必要性や立地については全く問題ないと思いますが、先ほどのご意見のように緑地の必要性が問題ではないかと思います。
どの程度活用されているのか気になっていたところですが、かなり使われているということであれば必要性について検討が必要だと思います。

田村委員： 港湾計画の改定の時期が 3 年 7 月であり、16 ページのスケジュール感とすると先に許可が出せるのでしょうか、2 月下旬に許可を出すという行為がいいのかということが懸念されることが一点と、緑地のライオンズクラブがアダプトでやっているところへの拡張について了解いただいているのかが二点、これを確認したいと思います。

今津委員： 海岸管理者としては油漏れは気になるし、臭いのこともあるので、引き続き運用の際に気を付けていただきたい。

事務局： 田村委員の質問について、現在緑地をアダプトプログラムで管理している美保ライオンズクラブには事前に話をして、了解が取れていると聞いています。

港湾計画の手続きができていない段階で承認をしていいのかという質問については改めて確認をさせていただきたいと思います。

田村委員： 質問の趣旨としては、都市計画上については工業専用地域内での建築行為であり、この件については審議会においては問題ないと思いますが、建築許可を出すタイミングが、港湾計画が成立していないのに

許可が出せないのではないかとということで、勇み足とならないようにしていただきたい。都市計画としてはいいのではないのでしょうか。その整理だけしていただけたらいいと思います。

事務局： 県からは、境港市と鳥取県から建築の位置の承認が得られれば、鳥取県は建築確認の許可の手続きと並行して港湾計画の改定をされると聞いています。

足田委員： 4ページ、変更後は処理品目が増えますが、ゴムくずは焼却するのでしょうか。

事務局： 焼却すると伺っています。

足田委員： 先ほどの環境影響評価ということで大丈夫だとは思いますが、ゴムを焼却するとそれなりに環境に影響があると思います。臭気などは大丈夫でしょうか。

事務局： それを含めた環境影響評価として承認されているものと伺っています。

中本委員： 新たな処理品目にゴムくずと鉍さいとありますが、鉍さいとはどのようなものでしょうか。

事務局： 確認しましたところ、電気炉又は高炉を用いた製鉄工程で除去される不純物や、鑄造製品の鑄型として使われた鑄物砂などを指すということです。

会長： 意見も出尽くしたと思いますが、本件について原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。承認される方は拍手をお願いします。

(全員承認)

(事務局が答申文(案)を委員に配布)

会長： それではこの内容でよろしいですか。

(異議なし)

事務局： 答申案文については、承認をいただくという内容になっています。先ほど意見がありましたように、タンクをはじめ各施設の安全対策や廃棄物の運搬経路への対応につきましては、別に鳥取県に述べていきたいと考えています。

会長： 今日いただいた意見は貴重な意見なので、三光㈱には十分に検討し

ていただくようお願いします。

(市長入室)

会 長 : それでは、答申いたします。

(会長が答申文 朗読)

(会長が答申文を市長に手渡す)

市 長 : ありがとうございました。答申のとおり県に報告いたします。

会 長 : その他はありますでしょうか。

事 務 局 マスタープランの策定に関し、今後、審議会で報告することについて説明

会 長 : それでは、都市計画審議会を終了します。

(終 了) 午前 11 時 28 分